

表 「国務院弁公庁の大学卒業生等青年の就業創業業務をさらに適切に実施するための通知」の主要内容

	項目	主な取り組み内容
様々なルートでの就業ポ ストの開拓	企業の就業規模の拡大	・雇用優先の方針を強化。大学卒業生に適合した就業ポストをより多く提供。 ・中小零細企業への大学卒業生の就業を支持。社会保険料の補助、創業担保貸付や利子補給、税金費用の減免などの支援策を実施。大学卒業生を一定数雇用するなどの条件を満たした中小零細企業に対し、支援資金の提供、技術改造に関する貸付利子補給を優先して実施。卒業年度の大学卒業生に対し1年以上の労働契約を締結した中小零細企業に対し、就業補助金を支給(これら政策は2022年12月31日まで実施)。 ・プラットフォーム経済の健全な発展を促進し、より多くの就業を創造。 ・国有企業の求人規模を安定的に拡大。
	現場レベルでの就業空間の拡大	・地方の現場レベルにおける社会保険、医療衛生、高齢者サービス、司法補助などの分野での雇用機会を発掘。 ・農村地域での教師としての大学生の派遣
	自主創業およびフレキシブルワークを支持	・(創業を希望する)大学卒業生に対し、ピンポイントでの研修を実施し、職業訓練補助金を支給。創業する大学生に対しても補助金や起業担保貸付・利子補給などの優遇策を提供。 ・大学卒業生のフレキシブルワークへの就業を支持。卒業年度および翌年に未就業の大学卒業生のうち、フレキシブルワークへの就業を実現した者に対し、社会保険の補助を提供。
	公共部門のポスト数の安定化	・2022年、2023年における政府機関や事業単位(注)の大学卒業生採用規模を引き続き安定化。 ・新型コロナウイルス感染症の影響が深刻な地域では、2022年12月31日までの期間、幼稚園、小中学校、中等職業学校の教師の資格について「先に就業を開始し、別途教師の資格を取得する」段階的措置を実施。
一貫した就業サービスを強化	困難に直面する層に的を絞った支援の展開	・就業意欲のある貧困脱却世帯、最低生活保障対象世帯、無就業家庭の大学卒業生および障がいのある大学生および長期で失業中の大学卒業生を就業支援の重点対象とする。 ・各人に対し少なくとも3～5のピンポイントな就業関連情報を提供。職業訓練、見習就業への優先的な参加、求職・企業補助金の支給などを通じ、就業・起業を支援。
	求人サービスの最適化	・政府機関・企業等の雇用ニーズや計画を広範に収集し、適時発表かつ随時更新。信頼性のある大学卒業生の就業サービスプラットフォームを構築。
	就業指導の強化	・様々な形式での実習、職業訓練機会の創出。
求職・就職手続きの簡素化、最適化	「就業報告証」の段階的な廃止の推進	・2023年以降は「全国普通高等学校本専科卒業生就業報告証」および「全国卒業大学院生就業報告証」の発行を取り止める。今後は当該「就業報告証」を、卒業生の求人採用などの手続きの必須書類とはしない。
	求職・就業の利便性の確保	・卒業生の公共就業人材サービス機関への登録手続きの廃止。卒業生は「普通高等教育学歴証書」に基づき、雇用先と労働契約もしくは就業協議書を締結。
	卒業後の進路登録の改善	・2023年より、教育部門において大学卒業生卒業後進路登録制度を構築、大学卒業生が大学を離れる際の必要な手続きとして位置付ける。
若者の就業支援の強化	若者の就業サービスメカニズムの健全化	・戸籍を有する地域、常住する地域における就業失業管理サービス責任を強化
	職業技能レベルの向上	・若者に対する職業技能訓練規模の拡大
	就業見習規模の拡大	・企業、事業単位、社会組織、政府の投資プロジェクト、科学技術研究プロジェクトにおいて見習ポストを設け、見習手当を支給。

(注) 社会のために事業を行い、経済的利益の追求を行わない団体を指す。主に教育、科学技術、文化、衛生管理などの活動が行われている。日本の独立行政法人や特殊法人に相当する組織。

(出所)「国務院弁公庁の大学卒業生等青年の就業創業業務をさらに適切に実施するための通知」よりジェトロ作成

